

# 建築関係 法令集

法令編・法令編S・告示編

令和8年版 追録

【ダウンロード版】

- ①令和8年版追録は、令和7年9月1日から令和8年1月1日までに公布された官報のうち、令和8年1月1日までに施行される主要な法令及び告示を掲載しています。
- ②各法令及び告示の掲載条文は、原則として改正箇所のみを掲載としています。
- ③各法令タイトルの左上に、本編（法令編、告示編）の掲載ページを **法 p.140** のように付しています。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂き、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。

## 収録法令一覧

建築基準法施行令	4
136条の2の19	
建築基準法施行規則	4
1条の3、10条の4の2、10条の8、10条の9、10条の9の2、 10条の10、10条の11の2、10条の12、10条の13、10条の15、 10条の15の2、10条の15の5	
建設業法施行令	10
5条の9、6条、6条の2、6条の3、6条の4、6条の5	
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために 誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する 基準を定める省令	11
10条	

## 収録告示一覧

改正告示	
建築基準法21条1項	
令和元年国土交通省告示第193号	12
建築基準法第21条第1項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件	
建築基準法27条1項、令110条の2二号	
平成27年国土交通省告示第255号	12
建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件	
建築基準法施行令16条1項・3項一号・二号	
平成28年国土交通省告示第240号	13
定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件	
建築基準法施行令36条の2五号	
平成19年国土交通省告示第593号	14
建築基準法施行令第36条の2第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件	
建築基準法施行令46条2項一号イ	
昭和62年建設省告示第1898号	15
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件	
建築基準法施行令46条4項	
昭和56年建設省告示第1100号	16
木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件	
建築基準法施行令80条の2一号、36条1項・2項一号、81条2項一号イ・二号イ、規則8条の3	
平成13年国土交通省告示第1540号	16
枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件	
建築基準法施行令80条の2一号、36条1項・2項一号、81条2項一号イ・二号イ・3項	
平成28年国土交通省告示第611号	17
CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件	
建築基準法施行令80条の2一号、36条1項・2項一号、81条2項一号イ・二号イ	
令和7年国土交通省告示第250号	18
木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準等を定める件	
建築基準法施行令81条2項二号イ	
平成19年国土交通省告示第1274号	19
許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件	
建築基準法施行令94条、99条	
平成13年国土交通省告示第1024号	19
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件	



法 p.140

## 建築基準法施行令

制定：令和7年11月19日 政令377号

施行：令和7年12月1日

### 第136条の2の19

法第77条の65の政令で定める手数料の額は、1万5,000円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあつては、1万3,000円）とする。

- 2 法第77条の66第2項において準用する法第77条の65の政令で定める手数料の額は、1万2,000円（電子申請による場合にあつては、1万円）とする。

法 p.302

## 建築基準法施行規則

[1]

制定：令和7年10月28日 国土交通省令105号

施行：令和7年11月1日

### 第1条の3（確認申請書の様式）

法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(23)項の(㊦)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(㊦)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(㊦)欄に掲げる日影図と、表1の(㊦)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(28)項の(㊦)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(㊦)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四（略）

1

図書の種類		明示すべき事項
(イ)	(略)	
	各階平面図	(略) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この表において「増築等」という。）をしようとする場合にあっては、当該増築等に係る部分
	(略)	
(ロ)	2面以上の立面図	縮尺 開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 増築等をしようとする場合にあっては、当該増築等に係る部分
	2面以上の断面図	縮尺 地盤面 各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ 増築等をしようとする場合にあっては、当該増築等に係る部分
	(略)	
(ハ)	(略)	

2

	(イ)	(ロ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(1)～(60)	(略)		
(61)	法第86条の7の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
	令第137条の2の規定が適用される建築物	令第137条の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項
	令第137条の2の2第1項の規定が適用される建築物	令第137条の2の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2の2第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項
	令第137条の2の2第2項の規定が適用される建築物	令第137条の2の2第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2の2第2項の規定に適合することを確認するために必要な事項
	令第137条の2の3の規定が適用さ	令第137条の2の3の規定に適合することの確認に必	令第137条の2の3の規定に適合することを確認するために必要な事項

れる建築物	要な図書	
令第137条の2の4の規定が適用される建築物	令第137条の2の4の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2の4の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の2の5の規定が適用される建築物	令第137条の2の5の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2の5の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の3の規定が適用される建築物	令第137条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の3の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の4の規定が適用される建築物	令第137条の4の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の4の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の4の2の規定が適用される建築物	各階平面図	石綿が添加されている部分 増築又は改築に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の2第三号に規定する措置
	2面以上の断面図	石綿が添加されている部分 増築又は改築に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の2第三号に規定する措置
令第137条の6の規定が適用される建築物	2面以上の断面図	改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ
令第137条の6の2第2項の規定が適用される建築物	令第137条の6の2第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の6の2第2項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の6の3第2項の規定が適用される建築物	令第137条の6の3第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の6の3第2項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の6の4第2項の規定が適用される建築物	令第137条の6の4第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の6の4第2項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の7の規定が適用される建築物	敷地面積求積図 建築面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

建築基準法施行規則

	危険物の数量表	危険物の種類及び数量
	工場・事業調査書	事業の種類
令第137条の8の規定が適用される建築物	各階平面図	増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第52条第6項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分
		増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分
令第137条の9の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
令第137条の10の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法
	その他令第137条の10の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の10の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の11の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法
	その他令第137条の11の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の11の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の11の2の規定が適用される建築物	令第137条の11の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の11の2の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の11の3の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種類及び寸法
	その他令第137条の11の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の11の3の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の12第1項の規定が適用される建	令第137条の12第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の12第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項

建築物		
令第137条の12第8項の規定が適用される建築物	各階平面図	石綿が添加されている部分
		大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の2第三号に規定する措置
	2面以上の断面図	石綿が添加されている部分
		大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の2第三号に規定する措置
令第137条の12第9項の規定が適用される建築物	令第137条の12第9項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の12第9項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の12第11項の規定が適用される建築物	令第137条の12第11項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
令第137条の12第12項の規定が適用される建築物	令第137条の12第12項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
令第137条の12第14項の規定が適用される建築物	令第137条の12第14項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の12第14項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第137条の14の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置
	2面以上の断面図	令第137条の14第一号に規定する構造方法
	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種類及び寸法
	令第137条の14第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の14第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
	令第137条の14第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第137条の14第三号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
令第137条の16第二号の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
	その他令第137条の16第二号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
62～93	(略)	

3～5 (略)

## 2～11 (略)

## 第10条の4の2(認定申請書及び認定通知書の様式)

法第43条第2項第一号、法第44条第1項第三号、法第52条第6項第三号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第137条の12第11項若しくは第12項又は令第137条の16第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第48号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

## 2～4 (略)

[2]

制定：令和7年11月21日 国土交通省令111号

施行：令和7年12月1日

## 第1条の3(確認申請書の様式)

法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(23)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(3)欄に掲げる日影図と、表1の(3)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる

建築物について法第 20 条第 1 項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもちて代えることができる。

(i)、(ii) (略)

(3) (略)

二～四 (略)

2～11 (略)

### 第 10 条の 8 (登録)

国土交通大臣は、前条の規定による申請（一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めるときは、法第 77 条の 58 第 2 項の一級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「一級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第 52 号様式（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録）による一級建築基準適合判定資格者登録証（以下「一級登録証」という。）を交付する。

2 国土交通大臣は、前条の規定による申請（二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適

合判定資格者となる資格を有すると認めるときは、法第 77 条の 58 第 2 項の二級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「二級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第 52 号の 2 様式（電子申請による場合にあつては、当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録）による二級建築基準適合判定資格者登録証（以下「二級登録証」という。）を交付する。

3 (略)

### 第 10 条の 9 (登録事項)

法第 77 条の 58 第 2 項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 法第 77 条の 63 第 1 項に規定する登録の消除及び同条第 2 項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

### 第 10 条の 9 の 2 (心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者)

法第 77 条の 60 の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

### 第 10 条の 10 (変更の登録)

法第 77 条の 61 に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、二 (略)

2 法第 77 条の 61 の規定によつて登録の変更を申請しようとする者は、その変更を生じた日から 30 日以内に、別記第 53 号様式による変更登録申請書に、一級登録証又は二級登録証及び本籍地の都道府県名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを、氏名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第 77 条の 61 の規定による申請があつた場合においては、一級登録簿又は二級登録簿を訂正し、かつ、本籍地の都道府県名又は氏名の変更に係る申請にあつては一級登録証又は二級登録証を書き換えて、申請者に交付する。

**第 10 条の 11 の 2 (心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合)**

法第 77 条の 62 第三号の国土交通省令で定める場合は、建築基準適合判定資格者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

**第 10 条の 12 (死亡等の届出)**

法第 77 条の 62 の規定により、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める様式に、第一号の場合においては一級登録証又は二級登録証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号から第四号までの場合においては一級登録証又は二級登録証を、第五号の場合においては病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを届け出なければならない。㊦㊧㊨㊩㊪

- 一 法第 77 条の 62 第一号の相続人 別記第 55 号様式
- 二 法第 77 条の 62 第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第 77 条の 59 第二号に該当するもの 別記第 56 号様式
- 三 法第 77 条の 62 第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第 77 条の 59 第五号に該当するもの 別記第 57 号様式
- 四 法第 77 条の 62 第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第 77 条の 59 第六号に該当するもの 別記第 58 号様式
- 五 法第 77 条の 62 第三号の建築基準適合判定資格者本人又はその法定代理人若しくは同居の親族 別記第 59 号様式

**第 10 条の 13 (登録の消除の申請及び登録証の返納)**  
(略)

- 2 建築基準適合判定資格者が法第 77 条の 63 第 1 項 (第一号及び第二号に係る部分を除く。)又は第 2 項の規定によつて登録を消除された場合においては、当該建築基準適合判定資格者 (法第 77 条の 62 第一号に該当する事実が判明したときにあつては相続人、同条 (第三号に係る部分に限る。)の規定による届出があつたとき及び同条第三号に該当する事実が判明したときにあつては当該建築基準適合判定資格者又はその法定代理人若しくは同居の親族)は、消除の通知を受けた日から 10 日以内に、一級登録証又

は二級登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。

**第 10 条の 15 (登録証の領置)**

国土交通大臣は、法第 77 条の 63 第 2 項の規定によつて建築基準適合判定資格者に業務を行うことを禁止した場合においては、当該建築基準適合判定資格者に対して、一級登録証又は二級登録証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

**第 10 条の 15 の 2 (処分の公告)**

法第 77 条の 63 第 3 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。  
一～四 (略)

**第 10 条の 15 の 5 (登録事項)**

法第 77 条の 66 第 2 項において準用する法第 77 条の 58 第 2 項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一～六 (略)

七 法第 77 条の 66 第 2 項において読み替えて準用する法第 77 条の 63 第 1 項に規定する登録の消除及び法第 77 条の 66 第 2 項において読み替えて準用する法第 77 条の 63 第 2 項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

法 p.773

## 建設業法施行令

制定：令和7年11月19日 政令379号

施行：令和7年12月12日

第6条の3（保証人を必要としない軽微な工事）  
（略）

第6条の4（一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事）  
（略）

### 第5条の9（建設工事の見積期間）

法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- 一 工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
  - 二 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
  - 三 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上
- 2 国が入札の方法により競争に付する場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

### 第6条（法第20条第5項の規定による承諾に関する手続等）

法第20条第5項の規定による承諾は、建設業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建設工事の注文者に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建設工事の注文者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 （略）

### 第6条の2（法第20条第7項の金額）

法第20条第7項の政令で定める金額は、500万円とする。ただし、同項に規定する発注者が建設業者と締結した請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、1,500万円とする。

法 p.565

## 高齢者、障害者等が円滑に利用できる ようにするために誘導すべき建築物特 定施設の構造及び配置に関する基準を 定める省令

正誤：令和7年9月5日

### 第10条（ホテル又は旅館の客室）

（略）

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 （略）

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ （略）

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、第9条第1項第二号イ及びロに掲げるものであること。

三 （略）

告 p.81 法 p.1238

## 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件

制定：令和元年 6月21日 国土交通省告示第193号

改正：令和7年10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第21条第1項の規定に基づき、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件を次のとおり制定する。

### 第1

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第109条の5第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第21条第1項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち2以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該2以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ～ヘ（略）

ト 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和7年国土交通省告示第996号第2第一号及び第二号に掲げる部分を除く。）に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。）が設けられていること。

(1) 令和7年国土交通省告示第997号第1第二号イに規定する通路である場合 1.5m

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 3m

チ、リ（略）

二（略）

三 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。） 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

イ（略）

ロ 周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が3m以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物又は令和7年国土交通省告示第996号第1第一号に規定する火災抑制等建築物であって、その周囲に幅員が1.5m以上の通路が設けられているものについては、この限りでない。

(1)、(2)（略）

四（略）

2～14（略）

第2（略）

告 p.124

## 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件

制定：平成27年 2月23日 国土交通省告示第255号

改正：令和7年10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条第1項の規定に基づき、同項に規定する特殊建築物の主要構

造部の構造方法を第1に、同項に規定する特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法を第2に定め、及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第110条の2第二号の規定に基づき、他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものを第3に定める。

## 第1

建築基準法施行令（以下「令」という。）第110条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち2以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該2以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ～ハ（略）

二 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和7年国土交通省告示第996号第2第一号及び第二号に掲げる部分を除く。第三号口において同じ。）に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号口において同じ。）が設けられていること。

(1) 令和7年国土交通省告示第997号第1第二号イに規定する通路である場合 1.5m

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 3m

ホ、ヘ（略）

二（略）

三 地階を除く階数が3で、3階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（3階の一部を法別表第1(イ)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第27条第1項第二号（同表(2)項から(4)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの 1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ（略）

ロ 建築物の周囲に幅員が3m以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合している建築物又は令和7年国土交通省告示第996号第1第一号に規定する火災抑制等建築物であつて、その周囲に幅員が1.5m以上の通路が設けられているものについては、この限りでない。

(1)～(3)（略）

ハ（略）

四（略）

2～8（略）

第2、第3（略）

告 p.245

## 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

制定：平成28年1月21日 国土交通省告示第240号

改正：令和7年9月30日 国土交通省告示第901号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第1に、同条第3項第一号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第2に、及び同

項第二号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第3に定める。

第1

(略)

2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。

- 一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）

二～九 (略)

第2、第3 (略)

告 p.268

**建築基準法施行令第36条の2第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件**

制定：平成19年 5月18日 国土交通省告示第593号（全文改正）  
改正：令和 7年10月28日 国土交通省告示第976号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第36条の2第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の建築物のうち、次に掲げる建築物（平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

一～三 (略)

- 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからハまでに該当するもの以外のもの（次号イからハまでに該当するもの及び第六号イ、ロ又はハに該当するものを除く。）

イ～ハ (略)

五 (略)

- 六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイ、ロ又はハに該当するもの以外のもの（第四号イからハまでに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(11)までに該当するもの

- (1) (略)
- (2) 高さが16m以下であるもの
- (3)～(11) (略)

ロ (略)

ハ 次の(1)から(3)までに該当するもの

- (1) イ(1)から(3)までの規定に適合するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が第二号イ(1)及び(2)の規定に適合するもの
- (3) 第一号イ(6)の規定に適合するもの

- 七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの

イ 高さが16m以下である木造のもの

ロ～ハ (略)

ト 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から(10)まで、前号ロ(1)から(4)まで又は前号ハ(1)及び(2)に該当するもの

チ (略)

八・九 (略)

十 平成14年国土交通省告示第666号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) (略)

(2) 骨組の構造が次のいずれかに該当し、天井が第一号イ(6)に該当するもの

(i)～(v) (略)

(vi)木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであり、かつ、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下のものであって、次の(一)又は(二)に該当するもの

(一)第六号イ(1)及び(3)から(10)までの規定に適合するもの

(二)第六号イ(4)及び(7)から(10)まで並びに同号ロ(1)、(3)及び(4)の規定に適合するもの

ロ (略)

告 p.285

## 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件

制定：昭和62年11月10日 建設省告示第1898号

改正：令和7年10月28日 国土交通省告示第976号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第2項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の各号のいずれかに該当すること。

一～三 (略)

四 建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料（平成12年建設省告示第1446号第1第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。）であって、平成13年国土交通省告示第1024号第1第二十号及び第2第十九号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成12年建設省告示第1446号第1第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成13年国土交通省告示第1024号第1第二十一号及び第2第二十号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものであること。

五、六 (略)

## 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件

制定：昭和 56 年 6 月 1 日 建設省告示第 1100 号

改正：令和 7 年 10 月 28 日 国土交通省告示第 976 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 46 条第 4 項の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法を第 1 に、木造の建築物の軸組の設置の基準を第 2 から第 5 までに定める。

### 第 1

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 46 条第 4 項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一～六（略）

七 厚さ 1.5cm 以上で幅 10cm 以上の木材を用いて 91cm 以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を 3 本以上設け、幅 2cm 以上の割竹又は小径 1.2cm 以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（JIS A5508-2005（くぎ）に定める SFN25 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅 2cm 以上の割竹を 4.5cm 以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（100ℓの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して 0.4kg 以上 0.6kg 以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（100ℓの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して 60ℓ以上 150ℓ以下の砂及び 0.4kg 以上 0.8kg 以下のもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第 5(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部分の厚さを除く。）を同表(ロ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

八～六（略）

第 2～第 6（略）

別表第 1～第 13（略）

## 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

制定：平成 13 年 10 月 15 日 国土交通省告示第 1540 号（全文改正）

改正：令和 7 年 10 月 28 日 国土交通省告示第 976 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 80 条の 2 第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第 1 から第 8 まで及び第 11 に、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 8 条の 3 の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第 12 に定め、建築基準法施行令第 36 条第 1 項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係

規定を第13に、同条第2項第一号の規定に基づき、同令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第14にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第9に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第10に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

## 第1 (略)

## 第2 材料

### 一、二 (略)

三 次のいずれかに該当するもののうち、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第37条第一号の規定に適合するもの(トに該当するものに限る。)若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの(ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、平成13年国土交通省告示第1024号第1第二十号から第二十三号まで及び第2第十九号から第二十二号までの規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)第8条の3の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前2号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものについては、前2号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。

イ～ト (略)

### 四 (略)

## 第3～第14 (略)

告 p.337

## CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

制定：平成28年 4月 1日 国土交通省告示第611号

改正：令和 7年10月28日 国土交通省告示第976号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の2第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分にCLTパネル工法(直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。)を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第2から第8までに定め、同令第36条第1項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第12に、同条第2項第一号の規定に基づき、同令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第13にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第9に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第10に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同条第3項の規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第11に適合する場合においては、当該構造計算は、同項に規定する同令第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

## 第1～第13 (略)

## 木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件

制定：令和7年 3月31日 国土交通省告示第250号

改正：令和7年10月28日 国土交通省告示第976号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条第1項及び第2項第一号、第80条の2第一号並びに第81条第2項第一号イ及び第二号イの規定に基づき、木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第80条の2第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に木質接着パネル工法（木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第1第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第1から第8まで及び第11に定め、令第36条第1項の国土交通大臣の指定する基準のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものを第12に、同条第2項第一号の国土交通大臣の指定する基準のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものを第13にそれぞれ指定し、令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものの基準を第9に、同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものの基準を第10にそれぞれ定める。

### 第1（略）

### 第2 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和25年法律第201号。次号において「法」という。）第37条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（平成13年国土交通省告示第1024号第1第二十三号及び第2第二十二号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。
- 二 木質接着複合パネル以外の材料であって構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第4第二号に掲げる床版であってその材料が平成13年国土交通省告示第1540号第2に定める技術的基準に適合するもの並びに第7第四号に掲げる小屋組及び屋根版であってそれらの材料が同告示第2に定める技術的基準に適合するものについては、この限りでない。

イ～ハ（略）

ニ はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第7第一号及び第二号トにおいて同じ。） 次の(1)若しくは(2)のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

(1)（略）

(2) 法第37条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成12年建設省告示第1446号第1第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成13年国土交通省告示第1024号第1第二十一号及び第2第二十号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの

ホ～ト（略）

### 三（略）

### 第3～第13（略）

告 p.462

## 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

制定：平成 19 年 10 月 5 日 国土交通省告示第 1274 号

改正：令和 7 年 10 月 28 日 国土交通省告示第 976 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 81 条第 2 項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一～六（略）

七 令第 36 条の 2 第四号又は平成 19 年国土交通省告示第 593 号第四号から第十号までに掲げる建築物のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ、ロ（略）

告 p.541

## 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

制定：平成 13 年 6 月 12 日 国土交通省告示第 1024 号

改正：令和 7 年 10 月 28 日 国土交通省告示第 976 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 94 条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度、同令第 67 条第 1 項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第 2 項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第 68 条第 3 項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度、直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度、木質接着成形軸材材料の許容応力度、木質複合軸材材料の許容応力度、木質断熱複合パネルの許容応力度並びに木質接着複合パネルの許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第 99 条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付

着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度、同令第67条第1項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第2項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第68条第3項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度、直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度、木質接着成形軸材料の材料強度、木質複合軸材料の材料強度、木質断熱複合パネルの材料強度並びに木質接着複合パネルの材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

### 第1 特殊な許容応力度

一～五（略）

六 令第67条第1項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第2項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第68条第3項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度は、令第89条から第92条まで並びに第1第一号から前号まで及び第二十号から第二十三号までに定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

六～九（略）

- 十 木質接着成形軸材料の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 十一 木質複合軸材料の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 十二 木質断熱複合パネルの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 十三 木質接着複合パネルの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

### 第2 特殊な材料強度

一～五（略）

六 令第67条第1項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第2項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第68条第3項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度は、令第95条から第98条まで並びに第2第一号から前号まで及び第十九号から第二十二号までに定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

六～九（略）

- 十 木質接着成形軸材料の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 十一 木質複合軸材料の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 十二 木質断熱複合パネルの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 十三 木質接着複合パネルの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

### 第3（略）

告 p.654

## 建築基準法施行令第114条第3項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準

制定：平成 6年 8月 26日 建設省告示第1882号

改正：令和 7年 10月 31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条第3項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

## 第1～第3 (略)

告 p.662

## 特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件

制定：平成28年4月22日 国土交通省告示第696号

改正：令和7年10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項第二号の規定に基づき、特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第123条第3項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一～三 (略)

四 通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第126条の3第2項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成12年建設省告示第1437号第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合するもの又は令第126条の3第2項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けたものであること。

五 (略)

告 p.664 法 p.1214

## 排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を決める件

制定：平成12年5月31日 建設省告示第1436号

改正：令和7年10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の2第1項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物部分を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第126条の2第1項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

三 次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分

イ 階数が2以下で、延べ面積が200㎡以下の住宅又は床面積の合計が200㎡以下の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上の換気上有効な窓その他の開口部を有するもの

ロ 階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物（令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたもの限り、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの（以下「特定配慮特殊建築物」という。）を除く。）の部分であって、各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられているもの

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第115条の3第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）（入所する者の使用す

るものに限る。)の用途に供するもの

(2) 令第128条の4第1項第二号又は第三号に掲げる用途に供するもの

ハ 階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物(令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたもの限り、特定配慮特殊建築物を除く。)の部分(当該部分以外の部分と間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備(当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした場合にあっては、戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。))で同条第19項第二号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。)で、次に掲げる基準に適合する部分

- (1) 床面積が50㎡(天井の高さが3m以上である場合にあっては、100㎡)以内であること。
- (2) 各居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が25m以下であること。

ニ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分(当該基準に適合する当該階の部分(以下「適合部分」という。)以外の建築物の部分の全てが令第126条の2第1項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイからハまで及びホからトまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第2項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。)

(1) 次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(一)法別表第1(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供するもの

(二)児童福祉施設等(入所する者の利用するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、展示場又は飲食店の用途に供するもの

(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等(当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。)その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

ホ 法第27条第3項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの

ヘ 高さ31m以下の建築物の部分(法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。)で、室(居室を除く。)にあっては(1)又は(2)のいずれか、居室にあっては(3)から(5)まで(特定配慮特殊建築物の居室にあっては、(4)又は(5)のいずれかに該当するもの)

- (1) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの
- (2) 床面積が100㎡以下で、令第126条の2第1項に掲げる防煙壁により区画されたもの
- (3) 床面積が50㎡(天井の高さが3m以上である場合にあっては、100㎡)以内で、当該部分以外の部分と準耐火構造の間仕切壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備(当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合にあっては、間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備)で同条第19項第二号に規定する構造であるもので区画されていること。
- (4) 床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの
- (5) 床面積が100㎡以下で、令和7年国土交通省告示第989号に規定する基準に従い、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの

ト 高さ31mを超える建築物の床面積100㎡以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第

九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

告 p.670

## 通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件

制定：平成12年 5月31日 建設省告示第1437号

改正：令和 7年10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の3第2項の規定に基づき、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第126条の3第2項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。

(1)（略）

(2) 天井又は壁の上部（床面から天井までの垂直距離に応じて、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして令和7年国土交通省告示第995号で定める部分をいう。以下同じ。）に設けること。

(3)、(4)（略）

ハ、ニ（略）

二（略）

告 p.678

## 難燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

制定：平成12年 5月31日 建設省告示第1439号

改正：令和 7年10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の5第1項第一号ロ及び同条第4項第二号の規定に基づき、難燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを次のように定める。

### 第1

建築基準法施行令（以下「令」という。）第128条の5第1項第一号ロ及び第4項第二号に規定する難燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、第一号又は第二号のいずれかに定める組合せとする。

一 次に定めるものとする。

イ 天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、準不燃材料であること。

ロ 壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のバテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。以下同じ。）又は難燃材料であること。

- 二 天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあつては、小屋組を含む。）の仕上げにあつては、特定準不燃材料（平成21年国土交通省告示第225号第1第一号に規定する特定不燃材料及び平成12年建設省告示第1401号第1第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下この号及び第2第二号において同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等をいい、特定準不燃材料を除く。第2第二号において同じ。）ですること。

## 第2

令第128条の5第1項第一号ロ及び第4項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、次の各号に掲げる居室の区分に応じ、当該各号に定めるところによりすることとする。ただし、第一号に掲げる居室である場合において、実験によって防火上支障がないことが確かめられたときは、この限りでない。

- 一 第1第一号の木材等に係る内装の仕上げの居室 次に定めるところによること。
- イ 木材等の表面に、火災伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。
- ロ 木材等の取付方法は、次の(1)又は(2)のいずれかとする。ただし、木材等の厚さが25mm以上である場合においては、この限りでない。
- (1) 木材等の厚さが10mm以上の場合にあつては、壁の内部での火災伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が1m以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。
- (2) 木材等の厚さが10mm未満の場合にあつては、難燃材料の壁に直接取り付けること。
- 二 第1第二号の特定準不燃材料又は難燃材料等に係る内装の仕上げの居室 令和7年国土交通省告示第991号第1第1項第二号イに定める基準に適合するものであること。

告 p.682 法 p.1286

## 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件

制定：令和2年 3月 6日 国土交通省告示第251号  
改正：令和7年 10月 31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の5第7項の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第128条の5第7項に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次の各号のいずれかに該当するもの（第一号又は第二号に該当するものにあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第115条の3第一号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供するもの並びに令第128条の3の2に規定する居室、令第128条の4第1項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び内装の制限を受ける調理室等（同条第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

- 一、二（略）
- 三 階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物（令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る、平成12年建設省告示第1436号第三号ロに規定する特定配慮特殊建築物を除く。）の部分（内装の制限を受ける調理室等を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合

するもの  
イ、ロ (略)  
四、五 (略)

告 p.707

**区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法を定める件**

制定：令和2年 4月 1日 国土交通省告示第509号  
改正：令和7年 10月 31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の6〔現行＝第128条の7＝令和5年政令第280号により改正〕第3項第一号イ、ロ、ニ及びホの規定に基づき、区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法を次のように定める。

一 (略)

二 令第128条の7第3項第一号ロに規定する当該居室において発生した火災により生じた煙又はガス（以下「煙等」という。）が避難上支障のある高さまで降下するために要する時間（以下「居室煙降下時間」という。）は、次の式によって計算するものとする。

$$t_{s(room)} = \frac{A_{room} (H_{room} - 1.8)}{\max (V_{s(room)} - V_{e(room)}, 0.01)}$$

この式において、 $t_{s(room)}$ 、 $A_{room}$ 、 $H_{room}$ 、 $V_{s(room)}$  及び  $V_{e(room)}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{s(room)}$  居室煙降下時間 (単位 分)

$A_{room}$  当該居室の床面積 (単位  $m^2$ )

$H_{room}$  当該居室の基準点(床面の最も高い位置をいう。以下同じ。)から天井(天井がない場合にあつては屋根。以下同じ。)までの高さの平均 (単位 m)

$V_{s(room)}$  次の式によって計算した当該居室の煙等発生量 (単位  $m^3$ /分)

$$V_{s(room)} = 9 \{ (\alpha_f + \alpha_m) A_{room} \}^{1/3} \{ H_{low}^{5/3} + (H_{low} - H_{room} + 1.8)^{5/3} \}$$

この式において、 $V_{s(room)}$ 、 $\alpha_f$ 、 $\alpha_m$ 、 $A_{room}$ 、 $H_{low}$  及び  $H_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{s(room)}$  当該居室の煙等発生量 (単位  $m^3$ /分)

$\alpha_f$  積載可燃物の火災成長率

$\alpha_m$  内装材料の火災成長率

$A_{room}$  当該居室の床面積 (単位  $m^2$ )

$H_{low}$  当該居室の床面の最も低い位置から天井までの高さの平均 (単位 m)

$H_{room}$  当該居室の基準点から天井までの高さの平均 (単位 m)

$V_{e(room)}$  次のイ又はロに掲げる当該居室の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める当該居室の有効排煙量 (単位  $m^3$ /分)

イ 床面積  $1,500m^2$ 以内ごとに、天井面から  $30cm$ 以上下方に突出した垂れ壁又ははりその他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので、準耐火構造であるもの（その下端から床面までの垂直距離が令和7年国土交通省告示第994号に定める距離以上であるものに限る。）又は不燃材料で造り、若しくは覆われたもの（以下「防煙垂れ壁」という。）によって区画された居室（床面から防煙垂れ壁の下端までの高さが  $1.8m$ 以上である場合に限る。） 次の式によって計算した各防煙区画(防煙垂れ壁で区画された部分をいう。以下この号において同じ。)の有効排煙量のうち最小のもの (単位  $m^3$ /分)

$$V_{e(room),i} = A^*_{(room),i} E_{(sc)}$$

この式において、 $V_{e(room),i}$ 、 $A^*_{(room)}$  及び  $E_{(sc)}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{e(room),i}$  各防煙区画の有効排煙量 (単位  $m^3 / 分$ )

$A^*_{(room)}$  当該防煙区画の壁又は天井に設けられた開口部の床面からの高さが1.8m以上の部分 (以下「有効開口部」という。) の有無及びその上端の位置に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画の排煙効果係数

有効開口部の有無	有効開口部の上端の位置	当該防煙区画の排煙効果係数
有効開口部がない場合	—	$A^*_{(room)} = 0$
有効開口部がある場合	$\overline{H_{st(room)}} < H_{w(room)}$ である場合	$A^*_{(room)} = 0.4 \left( \frac{\overline{H_{st(room)}} - 1.8}{H_{top(room)} - 1.8} \right)$
	$\overline{H_{st(room)}} \geq H_{w(room)}$ である場合	$A^*_{(room)} = 0.4 \left( \frac{\overline{H_{st(room)}} - 1.8}{H_{top(room)} - 1.8} \right) + 0.6 \left( 1 - \frac{A_{sc}}{A_{room}} \right) \left( \frac{\overline{H_{st(room)}} - H_{w(room)}}{H_{st(room)} - 1.8} \right)^2$

この表において、 $A^*_{(room)}$ 、 $\overline{H_{st(room)}}$ 、 $H_{w(room)}$ 、 $H_{top(room)}$ 、 $A_{sc}$  及び  $A_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A^*_{(room)}$  当該防煙区画の排煙効果係数

$\overline{H_{st(room)}}$  当該居室の基準点から当該防煙区画に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均 (単位  $m$ )

$H_{w(room)}$  当該居室の基準点から当該防煙区画における防煙垂れ壁の下端までの高さのうち最大のもの (単位  $m$ )

$H_{top(room)}$  当該居室の基準点から当該防煙区画の天井までの高さのうち最大のもの (単位  $m$ )

$A_{sc}$  当該防煙区画の床面積 (単位  $m^2$ )

$A_{room}$  当該居室の床面積 (単位  $m^2$ )

$E_{(sc)}$  当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量 (当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該防煙区画に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該防煙区画に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が30m以内であるもの (以下このイにおいて「他の有効開口部」という。) の排煙量の合計) のうち最小のもの (単位  $m^3 / 分$ )

	当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類	当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量
(一)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が令第126条の3第1項第二号、第三号 (排煙口の壁における位置に係る部分を除く。)、第四号から第六号まで及び第十号から第十二号までの規定 (以下「自然排煙関係規定」という。) に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分	$e_{(sc)} = \max \left\{ 19A_{s(sc)}\sqrt{h_{s(sc)}}, \frac{76A_{s(sc)}\sqrt{H_{c(sc)} - 1.8}}{\sqrt{1 + \left( \frac{A'_{s(sc)}}{A_a} \right)^2}} \right\}$

	に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が同項第二号、第三号（排煙口の壁における位置に係る部分を除く。）、第四号から第七号まで、第八号（排煙口の開口面積に係る部分を除く。）、第九号（空気を排出する能力に係る部分を除く。）及び第十号から第十二号までの規定（以下「機械排煙関係規定」という。）に適合する場合を除く。）	
(二)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）	$e_{(sc)} = \min \{w_{(sc)}, 3.9(H_{c(sc)} - 1.8)w_{(sc)}^{2/3}\}$
(三)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成12年建設省告示第1437号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにこの規定に適合するもの	$e_{(sc)} = \min (s_{(sc)}, 550A_{s(sc)})$
(四)	その他の有効開口部	$e_{(sc)} = 0$
<p>この表において、<math>e_{(sc)}</math>、<math>A_{s(sc)}</math>、<math>h_{s(sc)}</math>、<math>H_{c(sc)}</math>、<math>A'_{s(sc)}</math>、<math>A_a</math>、<math>w_{(sc)}</math>及び<math>s_{(sc)}</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>e_{(sc)}</math> 当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量（単位 <math>\text{m}^3/\text{分}</math>）</p> <p><math>A_{s(sc)}</math> 当該有効開口部の開口面積（単位 <math>\text{m}^2</math>）</p> <p><math>h_{s(sc)}</math> 当該有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 <math>\text{m}</math>）</p> <p><math>H_{c(sc)}</math> 当該居室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ（単位 <math>\text{m}</math>）</p> <p><math>A'_{s(sc)}</math> 当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計（単位 <math>\text{m}^2</math>）</p> <p><math>A_a</math> 当該居室に設けられた給気口（当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積の合計（単位 <math>\text{m}^2</math>）</p> <p><math>w_{(sc)}</math> 当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力</p>		

(単位 m<sup>3</sup>/分)

$S_{(s)}$  当該防煙区画に係る送風機の当該防煙区画に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力 (単位 m<sup>3</sup>/分)

- ロ イに掲げる居室以外の居室で床面積が1,500m<sup>2</sup>以下のもの 次の式によって計算した当該居室の有効排煙量 (単位 m<sup>3</sup>/分)

$$V_{e(room)} = 0.4 \left( \frac{\overline{H_{s(room)}} - 1.8}{H_{top(room)} - 1.8} \right) E$$

この式において、 $V_{e(room)}$ 、 $\overline{H_{s(room)}}$ 、 $H_{top(room)}$  及び  $E$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{e(room)}$  当該居室の有効排煙量 (単位 m<sup>3</sup>/分)

$\overline{H_{s(room)}}$  当該居室の基準点から当該居室に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均 (単位 m)

$H_{top(room)}$  当該居室の基準点から天井までの高さのうち最大のもの (単位 m)

$E$  当該居室に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量 (当該居室に設けられた有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該居室に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該居室に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が30m以内であるもの (以下このロにおいて「他の有効開口部」という。)の排煙量の合計)のうち最小のもの (単位 m<sup>3</sup>/分)

	当該居室に設けられた有効開口部の種類	当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量
(一)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が自然排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの (当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が機械排煙関係規定に適合する場合を除く。)	$e = \max \left\{ 19A_s \sqrt{h_s}, \frac{76A_s \sqrt{H_c - 1.8}}{\sqrt{1 + \left( \frac{A'_s}{A_a} \right)^2}} \right\}$
(二)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの (当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。)	$e = \min \{ w, 3.9(H_c - 1.8)w^{2/3} \}$
(三)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が平成12年建設省告示第1437号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにニの規定に適合するもの	$e = \min (s, 550A_s)$

(四)	その他の有効開口部	$e = 0$
この表において、 $e$ 、 $A_s$ 、 $h_s$ 、 $H_c$ 、 $A'_s$ 、 $A_a$ 、 $w$ 及び $s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。		
$e$	当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ )	
$A_s$	当該有効開口部の開口面積 (単位 $\text{m}^2$ )	
$h_s$	当該有効開口部の上端と下端の垂直距離 (単位 $\text{m}$ )	
$H_c$	当該居室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ (単位 $\text{m}$ )	
$A'_s$	当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計 (単位 $\text{m}^2$ )	
$A_a$	当該居室に設けられた給気口 (当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。)の開口面積の合計 (単位 $\text{m}^2$ )	
$w$	当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ )	
$s$	当該居室に係る送風機の当該居室に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ )	

三、四 (略)

告 p.747

階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件

制定：令和2年 4月 1日 国土交通省告示第510号 (全文改正)  
 改正：令和7年 10月 31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第129条第3項第一号イ、ロ、ニ及びホの規定に基づき、階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件 (平成12年建設省告示第1441号) の全部を改正する告示を次のように定める。

建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。以下「令」という。) 第129条第3項第一号イ、ロ、ニ及びホの規定に基づき、階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を次のように定める。

一 (略)

二 令第129条第3項第一号ロに規定する当該居室において発生した火災により生じた煙又はガス (以下「煙等」という。) が避難上支障のある高さまで降下するために要する時間 (以下「居室煙降下時間」という。) は、次の式によって計算するものとする。

$$t_{s(\text{room})} = \frac{A_{\text{room}} (H_{\text{room}} - 1.8)}{\max (V_{s(\text{room})} - V_{e(\text{room})}, 0.01)}$$

この式において、 $t_{s(\text{room})}$ 、 $A_{\text{room}}$ 、 $H_{\text{room}}$ 、 $V_{s(\text{room})}$  及び  $V_{e(\text{room})}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{s(\text{room})}$  居室煙降下時間 (単位 分)

$A_{\text{room}}$  当該居室の床面積 (単位  $\text{m}^2$ )

$H_{\text{room}}$  当該居室の基準点 (床面の最も高い位置をいう。以下同じ。) から天井までの高さの平均 (単位  $\text{m}$ )

$V_{s(\text{room})}$  次の式によって計算した当該居室の煙等発生量 (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )

$$V_{s(\text{room})} = 9 \{ (\alpha_f + \alpha_m) A_{\text{room}} \}^{1/3} \{ H_{\text{low}}^{5/3} + (H_{\text{low}} - H_{\text{room}} + 1.8)^{5/3} \}$$

この式において、 $V_{s(\text{room})}$ 、 $\alpha_f$ 、 $\alpha_m$ 、 $A_{\text{room}}$ 、 $H_{\text{low}}$  及び  $H_{\text{room}}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{s(\text{room})}$  当該居室の煙等発生量 (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )

$\alpha_f$  前号ハに規定する積載可燃物の火災成長率

- $\alpha_m$  前号ハに規定する内装材料の火災成長率
- $A_{room}$  当該居室の床面積 (単位  $m^2$ )
- $H_{low}$  当該居室の床面の最も低い位置から天井までの高さの平均 (単位  $m$ )
- $H_{room}$  当該居室の基準点から天井までの高さの平均 (単位  $m$ )

$V_{e(room)}$  次のイ又はロに掲げる当該居室の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める当該居室の有効排煙量 (単位  $m^3/分$ )

イ 床面積  $1,500m^2$ 以内ごとに、天井面から  $30cm$ 以上下方に突出した垂れ壁又ははりその他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので、準耐火構造であるもの(その下端から床面までの垂直距離が令和7年国土交通省告示第994号に定める距離以上であるものに限る。)又は不燃材料で造り、若しくは覆われたもの(以下「防煙垂れ壁」という。)によって区画された居室(床面から防煙垂れ壁の下端までの高さが  $1.8m$ 以上である場合に限る。) 次の式によって計算した各防煙区画(防煙垂れ壁で区画された部分をいう。以下この号において同じ。)の有効排煙量のうち最小のもの(単位  $m^3/分$ )

$$V_{e(room),i} = A^*_{(room)} E_{(sc)}$$

この式において、 $V_{e(room),i}$ 、 $A^*_{(room)}$  及び  $E_{(sc)}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{e(room),i}$  各防煙区画の有効排煙量 (単位  $m^3/分$ )

$A^*_{(room)}$  当該防煙区画の壁又は天井に設けられた開口部の床面からの高さが  $1.8m$ 以上の部分(以下「有効開口部」という。)の有無及びその上端の位置に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画の排煙効果係数

有効開口部の有無	有効開口部の上端の位置	当該防煙区画の排煙効果係数
有効開口部がない場合	—	$A^*_{(room)} = 0$
有効開口部がある場合	$\overline{H_{s(room)}} < H_{w(room)}$ である場合	$A^*_{(room)} = 0.4 \left( \frac{\overline{H_{s(room)}} - 1.8}{\overline{H_{top(room)}} - 1.8} \right)$
	$\overline{H_{s(room)}} \geq H_{w(room)}$ である場合	$A^*_{(room)} = 0.4 \left( \frac{\overline{H_{s(room)}} - 1.8}{\overline{H_{top(room)}} - 1.8} \right) + 0.6 \left( 1 - \frac{A_{sc}}{A_{room}} \right) \left( \frac{\overline{H_{s(room)}} - H_{w(room)}}{\overline{H_{s(room)}} - 1.8} \right)^2$

この表において、 $A^*_{(room)}$ 、 $\overline{H_{s(room)}}$ 、 $H_{w(room)}$ 、 $\overline{H_{top(room)}}$ 、 $A_{sc}$  及び  $A_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A^*_{(room)}$  当該防煙区画の排煙効果係数

$\overline{H_{s(room)}}$  当該居室の基準点から当該防煙区画に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均 (単位  $m$ )

$H_{w(room)}$  当該居室の基準点から当該防煙区画における防煙垂れ壁の下端までの高さのうち最大のもの (単位  $m$ )

$\overline{H_{top(room)}}$  当該居室の基準点から当該防煙区画の天井までの高さのうち最大のもの (単位  $m$ )

$A_{sc}$  当該防煙区画の床面積 (単位  $m^2$ )

$A_{room}$  当該居室の床面積 (単位  $m^2$ )

$E_{(sc)}$  当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量(当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該防煙区画に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該防煙区画に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が  $30m$ 以内であるもの(以下このイにおいて「他の有効開口部」という。)の排煙量の合計)のうち最小のもの

(単位 m<sup>3</sup>/分)

	当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類	当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量
(一) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が令第126条の3第1項第二号、第三号（排煙口の壁における位置に係る部分を除く。）、第四号から第六号まで及び第十号から第十二号までの規定（以下「自然排煙関係規定」という。）に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が同項第二号、第三号（排煙口の壁における位置に係る部分を除く。）、第四号から第七号まで、第八号（排煙口の開口面積に係る部分を除く。）、第九号（空気を排出する能力に係る部分を除く。）及び第十号から第十二号までの規定（以下「機械排煙関係規定」という。）に適合する場合を除く。）	$e_{(sc)} = \max \left\{ 19A_{s(sc)} \sqrt{h_{s(sc)}}, \frac{76A_{s(sc)} \sqrt{H_{c(sc)} - 1.8}}{\sqrt{1 + \left( \frac{A'_{s(sc)}}{A_a} \right)^2}} \right\}$	
(二) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）	$e_{(sc)} = \min \{ w_{(sc)}, 3.9(H_{c(sc)} - 1.8) w_{(sc)}^{2/3} \}$	
(三) 有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成12年建設省告示第1437号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにニ	$e_{(sc)} = \min (s_{(sc)}, 550A_{s(sc)})$	

	の規定に適合するもの	
(四)	その他の有効開口部	$e_{(sc)} = 0$
この表において、 $e_{(sc)}$ 、 $A_{s(sc)}$ 、 $h_{s(sc)}$ 、 $H_{c(sc)}$ 、 $A'_{s(sc)}$ 、 $A_a$ 、 $w_{(sc)}$ 及び $s_{(sc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。		
	$e_{(sc)}$	当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ )
	$A_{s(sc)}$	当該有効開口部の開口面積 (単位 $\text{m}^2$ )
	$h_{s(sc)}$	当該有効開口部の上端と下端の垂直距離 (単位 $\text{m}$ )
	$H_{c(sc)}$	当該居室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ (単位 $\text{m}$ )
	$A'_{s(sc)}$	当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計 (単位 $\text{m}^2$ )
	$A_a$	当該居室に設けられた給気口 (当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。) の開口面積の合計 (単位 $\text{m}^2$ )
	$w_{(sc)}$	当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ )
	$s_{(sc)}$	当該防煙区画に係る送風機の当該防煙区画に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ )

ロ イに掲げる居室以外の居室で床面積が  $1,500\text{m}^2$  以下のもの 次の式によって計算した当該居室の有効排煙量 (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )

$$V_{e(room)} = 0.4 \left( \frac{\overline{H_{st(room)}} - 1.8}{H_{top(room)} - 1.8} \right) E$$

この式において、 $V_{e(room)}$ 、 $\overline{H_{st(room)}}$ 、 $H_{top(room)}$  及び  $E$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_{e(room)}$  当該居室の有効排煙量 (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )

$\overline{H_{st(room)}}$  当該居室の基準点から当該居室に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均 (単位  $\text{m}$ )

$H_{top(room)}$  当該居室の基準点から天井までの高さのうち最大のもの (単位  $\text{m}$ )

$E$  当該居室に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量 (当該居室に設けられた有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該居室に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該居室に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が  $30\text{m}$  以内であるもの (以下このロにおいて「他の有効開口部」という。) の排煙量の合計) のうち最小のもの (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )

	当該居室に設けられた有効開口部の種類	当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量
(一)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が自然排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが $1.8\text{m}$ 以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの (当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が機械排煙関係規定に適合する場合を除く。)	$e = \max \left\{ \begin{array}{l} 19A_s \sqrt{h_s}, \\ \frac{76A_s \sqrt{H_c - 1.8}}{\sqrt{1 + \left( \frac{A'_s}{A_a} \right)^2}} \end{array} \right\}$
(二)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室	$e = \min \{ w, 3.9(H_c - 1.8) w^{2/3} \}$

	の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）	
(三)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該居室に設けられた排煙設備が平成12年建設省告示第1437号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにニの規定に適合するもの	$e = \min (s, 550A_s)$
(四)	その他の有効開口部	$e = 0$
<p>この表において、<math>e</math>、<math>A_s</math>、<math>h_s</math>、<math>H_c</math>、<math>A'_s</math>、<math>A_a</math>、<math>w</math> 及び <math>s</math> は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>e</math> 当該居室に設けられた各有効開口部の排煙量（単位 <math>\text{m}^3/\text{分}</math>）</p> <p><math>A_s</math> 当該有効開口部の開口面積（単位 <math>\text{m}^2</math>）</p> <p><math>h_s</math> 当該有効開口部の上端と下端の垂直距離（単位 <math>\text{m}</math>）</p> <p><math>H_c</math> 当該居室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ（単位 <math>\text{m}</math>）</p> <p><math>A'_s</math> 当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計（単位 <math>\text{m}^2</math>）</p> <p><math>A_a</math> 当該居室に設けられた給気口（当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積の合計（単位 <math>\text{m}^2</math>）</p> <p><math>w</math> 当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力（単位 <math>\text{m}^3/\text{分}</math>）</p> <p><math>s</math> 当該居室に係る送風機の当該居室に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力（単位 <math>\text{m}^3/\text{分}</math>）</p>		

三、四（略）

告 p.788

**建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件**

制定：令和2年 4月 1日 国土交通省告示第511号（全文改正）

改正：令和7年 10月 31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2第4項第一号ロ及びハの規定に基づき、全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成12年建設省告示第1442号）の全部を改正する告示を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2第4項第一号ロ及びハの規定に基づき、建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を次のように定める。

一（略）

二 令第129条の2第4項第一号ハに規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガス（以下「煙等」という。）が、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間は、当該火災室から出火階の直通階段への出口を有する室又は竪穴部分（令第112条第

11 項に規定する堅穴部分をいう。)に面する室に通ずる各経路上にある各室について次の式によって計算した時間(以下「室煙降下時間」という。)の合計のうち最小のものとする。

$$t_s = \frac{A_{room} (H_{room} - H_{lim})}{\max (V_s - V_e, 0.01)}$$

この式において、 $t_s$ 、 $A_{room}$ 、 $H_{room}$ 、 $H_{lim}$ 、 $V_s$  及び  $V_e$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_s$  室煙降下時間 (単位 分)

$A_{room}$  当該室の床面積 (単位  $m^2$ )

$H_{room}$  当該室の床面の最も高い位置(以下「基準点」という。)からの天井(天井がない場合にあっては屋根。以下同じ。)までの高さの平均 (単位 m)

$H_{lim}$  当該室の開口部に設けられた防火設備の構造に応じ、それぞれ次の表に定める数値(以下「限界煙層高さ」という。)(単位 m)

当該室の開口部に設けられた防火設備の構造	限界煙層高さ
常時閉鎖式の防火設備(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の二に規定する防火設備に限る。以下同じ。)又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた防火設備	当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のものの $\frac{1}{2}$ の高さ
その他の構造	当該室の床面から各開口部の上端までの高さのうち最大のもの

$V_s$  次のイ又はロに掲げる当該室の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める当該室の煙等発生量 (単位  $m^3$ /分)

イ 火災室 次の式によって計算した当該室の煙等発生量 (単位  $m^3$ /分)

$$V_s = 9 \{(\alpha_f + \alpha_m)A_{room}\}^{1/3} \{H_{low}^{5/3} + (H_{low} - H_{room} + H_{lim})^{5/3}\}$$

この式において、 $V_s$ 、 $\alpha_f$ 、 $\alpha_m$ 、 $A_{room}$ 、 $H_{low}$ 、 $H_{room}$  及び  $H_{lim}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_s$  当該室の煙等発生量 (単位  $m^3$ /分)

$\alpha_f$  令和2年国土交通省告示第510号第一号ハに規定する積載可燃物の火災成長率

$\alpha_m$  令和2年国土交通省告示第510号第一号ハに規定する内装材料の火災成長率

$A_{room}$  当該室の床面積 (単位  $m^2$ )

$H_{low}$  当該室の床面の最も低い位置から天井までの高さの平均 (単位 m)

$H_{room}$  当該室の基準点から天井までの高さの平均 (単位 m)

$H_{lim}$  限界煙層高さ (単位 m)

ロ 火災室以外の室 当該火災室と当該室とを区画する壁(当該室が当該火災室に隣接していない場合にあっては、当該経路(当該火災室から当該室に至る部分に限る。以下このロにおいて同じ。)上にある室の壁(当該経路上にある他の室に面するものであって、開口部が設けられたものに限る。))のうちいずれかの壁。以下このロにおいて同じ。)及び当該壁の開口部の構造に応じ、次の表に掲げる式によって計算した当該室の煙等発生量 (単位  $m^3$ /分)

当該火災室と当該室とを区画する壁及び当該壁の開口部の構造	当該室の煙等発生量
準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第112条第19項第二号に規定する構造である防火設備が設けられている場合	$V_s = 0.2A_{op}$

準耐火構造の壁又は不燃材料で覆われた壁の開口部に令第112条第19項第一号に規定する構造である防火設備が設けられている場合	$V_s = 2A_{op}$											
その他の場合	$V_s = \max(V_{s0} - V_{e,f}, 0)$											
この表において、 $V_s$ 、 $A_{op}$ 、 $V_{s0}$ 及び $V_{e,f}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $V_s$ 当該室の煙等発生量 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ ) $A_{op}$ 当該火災室と当該室とを区画する壁の開口部の面積の合計 (単位 $\text{m}^2$ ) $V_{s0}$ イに掲げる式によって計算した当該火災室の煙等発生量 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ ) $V_{e,f}$ 次の(1)又は(2)に掲げる当該火災室の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める当該火災室の有効排煙量 (令第126条の3第1項第二号、第三号(排煙口の壁における位置に係る部分を除く。)、第四号から第六号まで及び第十号から第十二号までの規定(以下「自然排煙関係規定」という。))に適合した排煙設備を設け、かつ、当該火災室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口を設けた場合以外の場合には、0とする。)(単位 $\text{m}^3/\text{分}$ ) (1) 床面積1,500 $\text{m}^2$ 以内ごとに、天井から30cm以上下方に突出した垂れ壁又ははりその他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので、準耐火構造であるもの(その下端から床面までの垂直距離が令和7年国土交通省告示第994号に定める距離以上であるものに限る。))又は不燃材料で造り、若しくは覆われたもの(以下「防煙垂れ壁」という。))によって区画された火災室(床面から防煙垂れ壁の下端までの高さが限界煙層高さ以上である場合に限る。) 次の式によって計算した各防煙区画(防煙垂れ壁で区画された部分をいう。以下この号において同じ。)の有効排煙量のうち最小のもの(以下「防煙区画有効排煙量」という。)(単位 $\text{m}^3/\text{分}$ ) $V_{e,i} = A^*E_{(sc)}$ この式において、 $V_{e,i}$ 、 $A^*$ 及び $E_{(sc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $V_{e,i}$ 各防煙区画の有効排煙量 (単位 $\text{m}^3/\text{分}$ ) $A^*$ 当該防煙区画の壁又は天井に設けられた開口部の床面からの高さが限界煙層高さ以上の部分(以下「有効開口部」という。))の有無及びその上端の位置に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画の排煙効果係数												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有効開口部の有無</th> <th>有効開口部の上端の位置</th> <th>当該防煙区画の排煙効果係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有効開口部がない場合</td> <td>—</td> <td><math>A^* = 0</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有効開口部がある場合</td> <td><math>\overline{H}_{st} &lt; H_w</math> の場合</td> <td><math>A^* = 0.4 \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_{lim}}{H_{top} - H_{lim}} \right)</math></td> </tr> <tr> <td><math>\overline{H}_{st} \geq H_w</math> の場合</td> <td><math>A^* = 0.4 \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_{lim}}{H_{top} - H_{lim}} \right) + 0.6 \left( 1 - \frac{A_{sc}}{A_{room}} \right) \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_w}{\overline{H}_{st} - H_{lim}} \right)^2</math></td> </tr> </tbody> </table>		有効開口部の有無	有効開口部の上端の位置	当該防煙区画の排煙効果係数	有効開口部がない場合	—	$A^* = 0$	有効開口部がある場合	$\overline{H}_{st} < H_w$ の場合	$A^* = 0.4 \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_{lim}}{H_{top} - H_{lim}} \right)$	$\overline{H}_{st} \geq H_w$ の場合	$A^* = 0.4 \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_{lim}}{H_{top} - H_{lim}} \right) + 0.6 \left( 1 - \frac{A_{sc}}{A_{room}} \right) \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_w}{\overline{H}_{st} - H_{lim}} \right)^2$
有効開口部の有無	有効開口部の上端の位置	当該防煙区画の排煙効果係数										
有効開口部がない場合	—	$A^* = 0$										
有効開口部がある場合	$\overline{H}_{st} < H_w$ の場合	$A^* = 0.4 \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_{lim}}{H_{top} - H_{lim}} \right)$										
	$\overline{H}_{st} \geq H_w$ の場合	$A^* = 0.4 \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_{lim}}{H_{top} - H_{lim}} \right) + 0.6 \left( 1 - \frac{A_{sc}}{A_{room}} \right) \left( \frac{\overline{H}_{st} - H_w}{\overline{H}_{st} - H_{lim}} \right)^2$										
この表において、 $A^*$ 、 $\overline{H}_{st}$ 、 $H_w$ 、 $H_{lim}$ 、 $H_{top}$ 、 $A_{sc}$ 及び $A_{room}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $A^*$ 当該防煙区画の排煙効果係数 $\overline{H}_{st}$ 当該室の基準点から当該防煙区画に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均 (単位 $\text{m}$ ) $H_w$ 当該室の基準点から当該防煙区画における防煙垂れ壁の下端までの高さのうち最大のもの (単位 $\text{m}$ ) $H_{lim}$ 限界煙層高さ (単位 $\text{m}$ ) $H_{top}$ 当該室の基準点から当該防煙区画の天井までの高さのうち												

最大のもの (単位 m)  
 $A_{sc}$  当該防煙区画の床面積 (単位  $m^2$ )  
 $A_{room}$  当該室の床面積 (単位  $m^2$ )

$E_{(sc)}$  当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量 (当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該防煙区画に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該防煙区画に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が30m以内であるもの (以下この(1)において「他の有効開口部」という。)の排煙量の合計)のうち最小のもの (単位  $m^3/分$ )

	当該防煙区画に設けられた有効開口部の種類	当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量
(一)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が自然排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの (当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が令第126条の3第一項第二号、第三号 (排煙口の壁における位置に係る部分を除く。)、第四号から第七号まで、第八号 (排煙口の開口面積に係る部分を除く。)、第九号 (空気を排出する能力に係る部分を除く。)及び第十号から第十二号までの規定 (以下「機械排煙関係規定」という。)に適合する場合を除く。)	$e_{(sc)} = \max \left\{ 19A_{s(sc)}\sqrt{h_{s(sc)}}, \frac{76A_{s(sc)}\sqrt{H_{c(sc)} - H_{lim}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{A'_{s(sc)}}{A_a}\right)^2}} \right\}$
(二)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの (当該居室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。)	$e_{(sc)} = \min \{ w_{(sc)}, 3.9 (H_{c(sc)} - H_{lim}) w_{(sc)}^{2/3} \}$
(三)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成12年建設省告示第1437号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及	$e_{(sc)} = \min (s_{(sc)}, 550A_{s(sc)})$

	び(5)、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及びび(2)並びにこの規定に適合するもの
(四)	その他の有効開口部 $e_{(sc)} = 0$
この表において、 $e_{(sc)}$ 、 $A_{s(sc)}$ 、 $h_{s(sc)}$ 、 $H_{c(sc)}$ 、 $H_{lim}$ 、 $A'_{s(sc)}$ 、 $A_a$ 、 $w_{(sc)}$ 及び $s_{(sc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
$e_{(sc)}$	当該防煙区画に設けられた各有効開口部の排煙量 (単位 $m^3/分$ )
$A_{s(sc)}$	当該有効開口部の開口面積 (単位 $m^2$ )
$h_{s(sc)}$	当該有効開口部の上端と下端の垂直距離 (単位 $m$ )
$H_{c(sc)}$	当該室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ (単位 $m$ )
$H_{lim}$	限界煙層高さ (単位 $m$ )
$A'_{s(sc)}$	当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計 (単位 $m^2$ )
$A_a$	当該室に設けられた給気口 (当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。) の開口面積の合計 (単位 $m^2$ )
$w_{(sc)}$	当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力 (単位 $m^3/分$ )
$s_{(sc)}$	当該防煙区画に係る送風機の当該防煙区画に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力 (単位 $m^3/分$ )

- (2) (1)に掲げる火災室以外の火災室で床面積が  $1,500m^2$  以下のもの 次の式によって計算した当該室の有効排煙量 (以下「室有効排煙量」という。) (単位  $m^3/分$ )

$$V_e = 0.4 \left( \frac{\overline{H_{st}} - H_{lim}}{H_{top} - H_{lim}} \right) E$$

この式において、 $V_e$ 、 $\overline{H_{st}}$ 、 $H_{lim}$ 、 $H_{top}$  及び  $E$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V_e$  当該室の有効排煙量 (単位  $m^3/分$ )

$\overline{H_{st}}$  当該室の基準点から当該室に設けられた各有効開口部の上端までの高さの平均 (単位  $m$ )

$H_{lim}$  限界煙層高さ (単位  $m$ )

$H_{top}$  当該室の基準点から天井までの高さのうち最大のもの (単位  $m$ )

$E$  当該室に設けられた有効開口部の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した当該室に設けられた各有効開口部の排煙量 (当該室に設けられた有効開口部の種類が同表(一)又は(二)に掲げるものである場合にあっては、当該室に設けられた各有効開口部及び当該有効開口部の開放に伴い開放される当該室に設けられた他の有効開口部のうち当該有効開口部からの距離が  $30m$  以内であるもの (以下この(2)において「他の有効開口部」という。) の排煙量の合計) のうち最小のもの (単位  $m^3/分$ )

	当該室に設けられた有効開口部の種類	当該室に設けられた各有効開口部の排煙量
(一)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該室に設けられた排煙設備が自然排煙関係規定に適合し、かつ、当該室の壁の床面からの高さが $1.8m$ 以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時	$e = \max \left\{ 19A_s \sqrt{h_s}, \frac{76A_s \sqrt{H_c - H_{lim}}}{\sqrt{1 + \left( \frac{A'_s}{A_a} \right)^2}} \right\}$

	開放状態にある給気口が設けられたもの（当該室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が機械排煙関係規定に適合する場合を除く。）	
(二)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該室に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該室の壁の床面からの高さが1.8m以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの（当該室に設けられた当該排煙設備以外の排煙設備が自然排煙関係規定に適合する場合を除く。）	$e = \min \{w, 3.9 (H_c - H_{lim}) w^{2/3}\}$
(三)	有効開口部を排煙口とした場合に、当該室に設けられた排煙設備が平成12年建設省告示第1437号第一号イ、ロ(1)及び(3)、ハ(1)、(2)及び(3)(i)並びにニ又は第二号イ、ロ(1)、(3)及び(5)、ハ(1)(i)、(ii)(イ)及び(2)並びにニの規定に適合するもの	$e = \min(s, 550A_s)$
(四)	その他の有効開口部	$e = 0$
<p>この表において、<math>e</math>、<math>A_s</math>、<math>h_s</math>、<math>H_c</math>、<math>H_{lim}</math>、<math>A'_s</math>、<math>A_a</math>、<math>w</math>及び<math>s</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>e</math> 当該室に設けられた各有効開口部の排煙量 (単位 <math>\text{m}^3/\text{分}</math>)</p> <p><math>A_s</math> 当該有効開口部の開口面積 (単位 <math>\text{m}^2</math>)</p> <p><math>h_s</math> 当該有効開口部の上端と下端の垂直距離 (単位 <math>\text{m}</math>)</p> <p><math>H_c</math> 当該室の基準点から当該有効開口部の中心までの高さ (単位 <math>\text{m}</math>)</p> <p><math>H_{lim}</math> 限界煙層高さ (単位 <math>\text{m}</math>)</p> <p><math>A'_s</math> 当該有効開口部及び他の有効開口部の開口面積の合計 (単位 <math>\text{m}^2</math>)</p> <p><math>A_a</math> 当該室に設けられた給気口（当該有効開口部の開放に伴い開放され又は常時開放状態にある給気口に限る。）の開口面積の合計 (単位 <math>\text{m}^2</math>)</p> <p><math>w</math> 当該有効開口部の排煙機の空気を排出することができる能力 (単位 <math>\text{m}^3/\text{分}</math>)</p> <p><math>s</math> 当該室に係る送風機の当該室に設けられた有効開口部から空気を排出することができる能力 (単位 <math>\text{m}^3/\text{分}</math>)</p>		

- V. 次のイ又はロに掲げる当該室の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める当該室の有効排煙量 (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )
- イ 床面積  $1,500\text{m}^2$ 以内ごとに、防煙垂れ壁によって区画された室（床面から防煙垂れ壁の下端までの高さが限界煙層高さ以上である場合に限り。） 防煙区画有効排煙量 (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )
  - ロ イに掲げる室以外の室で床面積が  $1,500\text{m}^2$ 以下のもの 室有効排煙量 (単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )

告 p.858

## 建築基準法第3条第2項の規定により同法第21条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法を定める件

制定：令和6年 3月29日 国土交通省告示第275号

改正：令和7年 10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の2の2第1項第一号ロ及び第2項第一号ロ、第137条の2の4第一号ロ、第137条の3第一号ロ、第137条の4第一号ロ、第137条の6の2第2項第一号ロ、第137条の6の4第2項第一号イ(2)、第137条の10第一号イ(2)並びに第137条の11第一号イ(2)の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項の規定により同法第21条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法を次のように定める。

第1～第4（略）

第5

令第137条の2の4第一号ロの規定による法第23条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第109条の4に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）における増築又は改築に係る部分の外壁のうち、延焼のおそれのある部分とする。

第6

令第137条の2の4第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、平成12年建設省告示第1362号に定めるもの又は法第23条の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。

第7～第16（略）

告 p.947

## 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

制定：平成20年 3月10日 国土交通省告示第285号

改正：令和7年 10月31日 国土交通省告示第998号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第6条第1項から第3項まで並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、第6条第3項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する検査及び同条第4項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第1～第3（略）

別表第1（略）



5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	(略)				
	5-2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、4、5、6、7又は8)による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級6、7又は8にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量(単位をMJ/(m <sup>2</sup> ・年)とする。)及びエネルギー利用効率化設備(基準省令第2条第1項に定めるエネルギー利用効率化設備をい、コージェネレーション設備を除く。以下同じ。)による設計一次エネルギー消費量の削減率(単位を%とする。)を併せて明示することができる。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
				等級8	一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
				等級7	一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
				等級6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
				等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
				等級4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
等級1	その他				
(略)					

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)					
個別性能に関すること	(略)				
	5 温熱環境・	5-2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、3、4、5、6、7又は8)による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級6、7又は8にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量等級

と エネルギー消費量に関すること	(単位をMJ/(㎡・年)とする。)及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率(単位を%とする。)を併せて明示することができる。	等級8	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
		等級7	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
		等級6	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
		等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
		等級4	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
		等級3	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策が講じられている

					等級1	その他
(略)						
(略)						

別表 2 - 2 (略)

告 p.1314

### 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第8項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容

制定：令和4年 8月16日 国土交通省告示第836号  
 改正：令和7年10月31日 国土交通省告示第987号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第5条の2の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第8項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8〔現行＝第5条の18＝令和7年法律第47号により改正〕に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容を次のように定める。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第5条の2に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第6条第8項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の18に規定する認定管理計画に定められていることとする。

一～四 (略)

新規告示

**壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件**

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第988号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第8項及び第14項第一号の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第112条第8項及び第14項第一号に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 仕上げを厚さが25mm以上のコンクリートですること。
- 二 仕上げを厚さが30mm上のれんがですること。
- 三 仕上げを厚さが5mm以上の陶磁器質タイルでし、かつ、その下地を厚さが12mm以上の窯業系サイディングで造ること。
- 四 仕上げを繊維強化セメント板（日本産業規格（以下「JIS」という。）A5430（繊維強化セメント板）に規定する1.0けい酸カルシウム板又は0.8けい酸カルシウム板に適合する材料に限る。）を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を22mm以上とすること。
- 五 仕上げを厚さが35mm以上の繊維強化セメント板（JIS A5430（繊維強化セメント板）に規定する0.5けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。
- 六 仕上げを厚さが25mm以上の繊維強化セメント板（JIS A5430（繊維強化セメント板）に規定する0.2けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。
- 七 仕上げをガラス繊維混入セメント板を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を18mm以上とすること。
- 八 仕上げを厚さが25mm以上のモルタルですること。
- 九 仕上げを厚さが27mm以上のしっくいでし、かつ、その下地を平成12年建設省告示第1439号に規定する木材等又は難燃材料で造ること。
- 十 仕上げを厚さが30mm以上の片面塗り又は各面の厚さが25mm以上の両面塗りの壁土でし、かつ、下地を小舞下地で造ること。
- 十一 仕上げを厚さが21mm以上の強化せっこうボード（JIS A6901（せっこうボード製品）に規定する強化せっこうボードに適合するものに限る。）ですること。
- 十二 仕上げをせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を21mm以上とすること。
- 十三 仕上げを普通木毛セメント板を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を30mm以上とすること。
- 十四 仕上げを中質木毛セメント板を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を30mm以上とすること。
- 十五 仕上げを厚さが25mm以上の硬質木片セメント板（かさ比重が0.9以上のものに限る。）ですること。

新規告示

**壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件**

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第989号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第9項及び第11項第一号並びに第123条第1項第二号及び第3項第四号の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その

下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第112条第9項及び第11項第一号並びに第123条第1項第二号及び第3項第四号に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 仕上げを厚さが25mm以上のコンクリートですること。
- 二 仕上げを厚さが30mm以上のれんがですること。
- 三 仕上げを厚さが5mm以上の陶磁器質タイルでし、かつ、その下地を厚さが12mm以上の窯業系サイディングで造ること。
- 四 仕上げを繊維強化セメント板（日本産業規格（以下「JIS」という。）A5430（繊維強化セメント板）に規定する1.0けい酸カルシウム板又は0.8けい酸カルシウム板に適合する材料に限る。）を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を22mm以上とすること。
- 五 仕上げを厚さが35mm以上の繊維強化セメント板（JIS A5430（繊維強化セメント板）に規定する0.5けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。
- 六 仕上げを厚さが25mm以上の繊維強化セメント板（JIS A5430（繊維強化セメント板）に規定する0.2けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。
- 七 仕上げをガラス繊維混入セメント板を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を18mm以上とすること。
- 八 仕上げを厚さが25mm以上のモルタルですること。
- 九 仕上げを厚さが27mm以上のしっくいとし、かつ、その下地を平成12年建設省告示第1439号に規定する木材等又は難燃材料で造ること。
- 十 仕上げを厚さが30mm以上の片面塗り又は各面の厚さが25mm以上の両面塗りの壁土でし、かつ、下地を小舞下地で造ること。
- 十一 仕上げを厚さが21mm以上の強化せっこうボード（JIS A6901（せっこうボード製品）に規定する強化せっこうボードに適合するものに限る。）ですること。
- 十二 仕上げをせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）を2枚以上張ったものでし、その厚さの合計を21mm以上とすること。

#### 新規告示

### 避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を定める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第990号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条第3項第三号の規定に基づき、避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を次のように定める。

建築基準法施行令第114条第3項第三号に規定する避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路は、その直上に小屋組が木造の小屋裏（天井のない場合においては、木造の小屋組）を有しない室及び通路とする。

新規告示

小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準を定める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第991号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条第3項第三号の規定に基づき、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室又は各通路の基準を次のように定める。

第1

建築基準法施行令（以下「令」という。）第114条第3項第三号に規定する避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準は、その各室及び各通路の小屋裏に、当該小屋裏と隣接する室又は通路の小屋裏との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けるものであって、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 令第115条の2第1項第七号に掲げる基準に適合すること。
  - ロ 天井がない部分がある場合にあっては、当該室又は通路内の天井がある部分の小屋裏に、当該小屋裏と天井がない部分との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けること。
- 二 室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあっては、小屋組を含む。以下このイにおいて同じ。）の仕上げを特定準不燃材料（特定不燃材料（平成21年国土交通省告示第225号第1第一号に規定する特定不燃材料をいう。以下このイにおいて同じ。）及び平成12年建設省告示第1401号第1第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下このイにおいて同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等（平成12年建設省告示第1439号第1第一号ロに規定する木材等で、同告示第2第一号に定める措置が講じられているものをいう。）をいい、特定準不燃材料を除く。以下このイにおいて同じ。）でしたものであって、次に掲げる基準に適合すること。
    - (1) 次の(i)及び(ii)に該当する部分の仕上げを難燃材料等とする部分の表面積の合計を次の式によって計算した数値以下とすること。

$$S = 0.32 (A_{room} + L_{w,room} (H_{a,room} - Z_{room})) + 0.5 \Sigma (A_{op} \sqrt{H_{op}}) - A_{pillar} - A_w$$

この式において、 $S$ 、 $A_{room}$ 、 $L_{w,room}$ 、 $H_{a,room}$ 、 $Z_{room}$ 、 $A_{op}$ 、 $H_{op}$ 、 $A_{pillar}$  及び  $A_w$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$S$  天井（天井のない場合においては、屋根。以下このイにおいて同じ。）及び壁の室内に面する部分（次の(i)及び(ii)に該当する部分に限る。）の仕上げを難燃材料等でした部分の表面積の合計の上限の値（単位  $m^2$ ）

$A_{room}$  室又は通路の床面積（単位  $m^2$ ）

$L_{w,room}$  室又は通路の壁の周長（単位  $m$ ）

$H_{a,room}$  室又は通路の天井の高さ（単位  $m$ ）

$Z_{room}$  煙層下端高（単位  $m$ ）

$A_{op}$  室又は通路の排煙口（天井又は天井から下方80cm以内の距離若しくは床面から煙層下端高以上の部分にあるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の面積（単位  $m^2$ ）

$H_{op}$  室の排煙口の高さ（単位  $m$ ）

$A_{pillar}$  柱（煙層下端高以下の部分に限る。）のうち仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積が最大の柱における当該仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積（単位  $m^2$ ）

$A_w$  柱、はりその他これらに類するもの（煙層下端高以上の部分に限る。）の仕上

- し げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積（単位  $\text{m}^2$ ）
- (i)天井及び壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以上の部分に限る。）
  - (ii)壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以下の部分に限る。）について、その長さ（壁の隅角を挟む場合にあっては、隅角を挟む長さ）を10m、高さを煙層下端高としたときの範囲で、仕上げを難燃材料等でした部分の表面積の当該範囲の表面積に対する割合が最大となる範囲
- (2) 天井の室内に面する部分を一辺の長さが次の式によって算出した数値の正方形で区分した場合における当該区分された部分のいずれの部分についても、難燃材料等で仕上げをした部分の表面積の当該区分された部分の表面積に対する割合が $\frac{1}{4}$ 以下であること。

$$L = 1.2 (H - 1.2)$$

この式において、 $L$  及び  $H$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L$  正方形の一辺の長さ（単位  $\text{m}$ ）

$H$  天井の床面からの高さ（単位  $\text{m}$ ）

ロ 前号ロに掲げる基準に適合すること。

三 室について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 天井がないこと。

ロ 壁及び柱（いずれも床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。）を難燃材料で仕上げること。

ハ 地上への出口（2階以上の階にある室にあっては、避難階又は地上に通ずる直通階段。二において同じ。）が2以上設けられていること。

ニ 地上への出口を、次の表の左欄に掲げる室（イからハまでに掲げる基準に適合するものに限る。以下このニにおいて「特定室」という。）の床面から小屋組の下端までの高さの区分に応じそれぞれ特定室の各部分からその一に至る歩行距離が同表の右欄に掲げる数値以下となるように設けること。ただし、特定避難室（特定室を通らなければ避難することができない室をいう。以下このニ及びホにおいて同じ。）がある場合（次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に15を減じた数値を同表の右欄に掲げる数値としなければならない。

床面から小屋組の下端までの高さ（単位 $\text{m}$ ）	歩行距離（単位 $\text{m}$ ）
2.5以上 2.7未満	35
2.7以上 3.0未満	40
3.0以上	45

(1) 特定室及び特定避難室に自動火災報知設備（令和元年国土交通省告示第198号第1第一号に定めた構造方法を用いるものに限る。）が令和元年国土交通省告示第198号第2第一号の基準に適合するように設けられている場合

(2) 特定避難室が平家建ての建築物の室であって、換気上有効な窓その他の開口部の面積がその床面積の $\frac{1}{20}$ 以上である場合

ホ 特定避難室を通らなければ避難することができない室がないこと。

四 室又は通路について、小屋裏の直下の天井を強化天井とすること。

五 室又は通路について、桁行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること。

六 室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 第四号又は前号に掲げる基準に適合する部分以外の部分を設ける場合においては、当該部分以外の全ての部分を第一号又は第二号に掲げる基準のうちいずれか一の基準に適合するものとする。

ロ 第四号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

ハ 前号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

2 前項第二号の「煙層下端高」とは、床面から1.2mの高さをいう。ただし、次の式によって計算した数値が1.2以上となる場合にあっては、当該計算した数値とすることができる。

$$Z_{room} = \min \{H_{op}, \max(Z_{room(n)}, Z_{room(a)})\}$$

この式において、 $Z_{room}$ 、 $H_{op}$ 、 $Z_{room(n)}$  及び  $Z_{room(a)}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Z_{room}$  煙層下端高 (単位 m)

$H_{op}$  床面から排煙口 (天井又は天井から下方 80cm以内の距離若しくは床面から 1.8m 以上の部分にあるものに限る。以下この項において同じ。) の中心までの垂直距離 (排煙口が 2 以上ある場合においては、これらの垂直距離のうち最小のものとする。以下この項において同じ。) (単位 m)

$Z_{room(n)}$  次の式によって計算した数値

$$Z_{room(n)} = \left( \frac{3.24 \sum (A_{s,room} \sqrt{H_{op}})}{(37.5 A_{room})^{1/3}} \right)^{3/5}$$

この式において、 $A_{s,room}$ 、 $H_{op}$  及び  $A_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{s,room}$  排煙口の面積 (単位  $\text{m}^2$ )

$H_{op}$  床面から排煙口の中心までの垂直距離 (単位 m)

$A_{room}$  室の床面積 (単位  $\text{m}^2$ )

$Z_{room(a)}$  次の式によって計算した数値

$$Z_{room(a)} = \left( \frac{13 \sum A_{s,room} \sqrt{H_{op} - 1.8}}{(37.5 A_{room})^{1/3} \sqrt{1 + \left( \frac{\sum A_{s,room}}{\sum A_{room}} \right)^2}} \right)^{3/5}$$

この式において、 $A_{s,room}$ 、 $H_{op}$ 、 $A_{room}$  及び  $A_{a,room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{s,room}$  排煙口の面積 (単位  $\text{m}^2$ )

$H_{op}$  床面から排煙口の中心までの垂直距離 (単位 m)

$A_{room}$  室の床面積 (単位  $\text{m}^2$ )

$A_{a,room}$  室の給気口 (床面から 1.2m 以下の部分にあるもので、排煙口の開放に連動して開放するもの又は常時開放されているものに限る。) の面積 (単位  $\text{m}^2$ )

3 第1項第二号イ及び前項の「排煙口」とは、次に掲げる基準に適合する開口部 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第九号の二口に規定する防火設備が設けられたものを除く。) をいう。

一 令第 126 条の 3 第 1 項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十号から第十二号までの規定に適合する排煙設備を構成するものであること。

二 直接外気に接するものとする。

三 常時開放され、又は煙感知器と連動する自動開放装置が設けられていること。

四 開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造とすること。

4 第1項の室又は通路が、次の表の左欄に掲げる部分を有する場合において、当該部分に隣接する室又は通路の部分が同表の右欄に掲げる部分であるときは、これらの部分を区画する部分については、第1項の準耐火構造の隔壁を設けることを要しない。

第1項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第一号に掲げる基準に適合する部分	第1項第一号に掲げる基準に適合する部分
第1項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第二号に掲げる基準に適合する部分	第1項第二号に掲げる基準に適合する部分
第1項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第四号に掲げる基準に適合する部分	第1項第四号に掲げる基準に適合する部分
第1項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第五号に掲げる基準に適合する部分	第1項第五号に掲げる基準に適合する部分

5 第1項第五号に掲げる基準に適合する建築物の部分が 2 以上の室又は通路にわたる場合にあっては、桁行間隔 12m 以内ごとに当該部分の小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

## 第2

隣接する室又は通路のうち2以上の室又は通路が第1第1項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる基準のうちいずれか一の基準に適合する場合におけるこれらの室又は通路は、第1第1項（準耐火構造の隔壁の設置に係る部分に限る。）の規定の適用については、1室とみなす。

## 新規告示

## 床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を定める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第992号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号の規定に基づき、床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を次のように定める。

建築基準法施行令第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号に規定する床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分は、次の各号に掲げる床面から天井（天井のない場合においては、屋根。第一号において同じ。）までの垂直距離に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 2.6m 以下の場合 天井から下方80cm以内の距離にある部分
- 二 2.6m を超える場合 床面からの高さが1.8m 以上の部分

## 新規告示

## 火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第993号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号の規定に基づき、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を次のように定める。

## 第1

建築基準法施行令（以下「令」という。）第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 常時開放された、又は排気口の開放に連動して自動的に開放される構造とすること。
  - 二 機械換気設備を構成するものでないこと。
- 2 令第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。
- 一 直接外気に接し、かつ、開放できるものとする。
  - 二 機械換気設備を構成するものでないこと。
  - 三 手動開放装置を設けること。
  - 四 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から80cm以上1.5m以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね1.8mの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

## 第2

令第116条の2第1項第二号及び第128条の3の2第一号に規定する居室の床面積に対する開放できる

部分の面積の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した割合とする。

一 面積算定値が0を超える場合 次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = \min \left\{ \frac{0.375A_a}{\sqrt{D}} \times \frac{1}{50}, \frac{1}{50} \right\}$$

この式において、 $A_{need}$ 、 $A_{room}$ 、 $A_a$  及び  $D$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $A_{need}$  開放できる部分の面積（開放できる部分が2以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位  $\text{m}^2$ ）
- $A_{room}$  居室の床面積（単位  $\text{m}^2$ ）
- $A_a$  給気口の有効開口部の面積（給気口が2以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位  $\text{m}^2$ ）
- $D$  面積算定値

二 面積算定値が0以下の場合 次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = \frac{1}{50}$$

この式において、 $A_{need}$  及び  $A_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $A_{need}$  開放できる部分の面積（単位  $\text{m}^2$ ）
- $A_{room}$  居室の床面積（単位  $\text{m}^2$ ）

2 前項の「面積算定値」は、次の式によって計算した数値をいう。

$$D = (H_c - 1.8) \times A_a^2 - 0.14 \times \left( \frac{1}{50} A_{room} \right)^2$$

この式において、 $D$ 、 $H_c$ 、 $A_a$  及び  $A_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $D$  面積算定値
- $H_c$  居室の床面から開放できる部分の中心までの垂直距離（単位  $\text{m}$ ）
- $A_a$  給気口の有効開口部の面積（給気口が2以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位  $\text{m}^2$ ）
- $A_{room}$  当該居室の床面積（単位  $\text{m}^2$ ）

3 前2項の「給気口の有効開口部」は、第1第1項に規定する構造方法に適合する給気口のうち、次の各号に掲げる床面から天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）までの垂直距離に応じ、当該各号に定める部分の給気口の開口部をいう。

- 一 2.6m 以下の場合 天井から下方 80cm 以上の距離にある部分
- 二 2.6m を超える場合 床面からの高さが 1.8m 以下の部分

新規告示

準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を定める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第994号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の2第1項の規定に基づき、準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を次のように定める。

第1

準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離は、居室又はその防煙壁で区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）ごとに、次に掲げる居室の床面積（当該居室が防煙区画部分を有する場合においては、当該防煙区画部分以外の床面積を当該居室の床面積から減じた面積）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 340 $\text{m}^2$  以下の場合 3.0m

- 二 340㎡を超え、380㎡以下の場合 3.5m
- 三 380㎡を超え、420㎡以下の場合 4.0m
- 四 420㎡を超え、460㎡以下の場合 4.5m
- 五 460㎡を超える場合 5.0m

## 第2

1の防煙区画部分が2以上の居室にわたる場合における当該2以上の居室は、第1の規定の適用については、1の居室とみなす。

### 新規告示

## 排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第995号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の3第1項第三号の規定に基づき、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第126条の3第1項第三号に規定する排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 床面から天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号及び次号において同じ。）までの垂直距離が2.6m以下の場合 天井から下方80cm（たけの最も短い防煙壁（令第126条の2第1項に規定する防煙壁をいう。次号において同じ。）のたけが80cmに満たないときは、その値）以内の距離にある部分
- 二 床面から天井までの垂直距離が2.6mを超える場合 床面からの高さが1.8m（たけの最も短い防煙壁の下端の床面からの高さが1.8mを超えるときは、その値）以上の部分

### 新規告示

## 避難上及び消火上支障がない周囲の部分を決める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第996号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の2第1項の規定に基づき、避難上及び消火上支障がない周囲の部分を決める。

## 第1

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 火災抑制等建築物 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める基準に適合する建築物をいう。
  - イ 次に掲げる基準に適合する建築物 主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、特定火災時倒壊防止構造）とすること。
    - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第九号の二に掲げる基準に適合すること。
    - (2) 令和元年国土交通省告示第193号（以下「告示」という。）第1第1項第一号ロからハまで及びチに掲げる基準に適合すること。

- (3) 当該建築物（階段室及び付室を除く。）を床面積の合計 100㎡以内ごとに告示第 1 第 2 項に規定する火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は第 1 第 3 項に規定する通常火災終了時間防火設備で建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条第 19 項第一号に規定する構造であるもので区画すること。ただし、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であって、天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料とした部分にあっては、200㎡以内ごとに区画すれば足りる。
- (4) 階段室の出入口に付室を設けること。
- (5) 外壁面及び屋根の軒裏の仕上げを準不燃材料ですること。
- ロ 次に掲げる基準に適合する建築物 主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、告示第 1 第 10 項に規定する 75 分間準耐火構造）とすること。
  - (1) イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる基準に適合すること。
  - (2) 告示第 1 第 1 項第二号に掲げる基準に適合すること。
- ハ 次のいずれかに掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車庫の用途に供するものを除く。） 主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。
  - (1) 次に掲げる基準
    - (i)イ(1)、(3)及び(5)に掲げる基準に適合すること。
    - (ii)告示第 1 第 1 項第二号チ及びリ並びに第三号に掲げる基準に適合すること。
  - (2) 次に掲げる基準
    - (i)地階を除く階数が 2 以下であること。
    - (ii)(1)(i)に掲げる基準に適合すること。
    - (iii)告示第 1 第 1 項第二号チ及びリ、第三号ロ並びに第四号ロに掲げる基準に適合すること。
  - (3) 次に掲げる基準
    - (i)地階を除く階数が 1 であること。
    - (ii)(1)(i)に掲げる基準に適合すること。
    - (iii)告示第 1 第 1 項第三号ロに掲げる基準に適合すること。
- 二 特定火災時倒壊防止構造 次のイからへまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該イからへまでに定める基準に適合する構造をいう。
  - イ 耐力壁 告示第 1 第 2 項第一号（外壁にあっては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。
  - ロ 非耐力壁 告示第 1 第 2 項第二号（外壁にあっては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。
  - ハ 柱 告示第 1 第 2 項第三号に掲げる基準に適合すること。
  - ニ 床 告示第 1 第 2 項第四号に掲げる基準に適合すること。
  - ホ はり 告示第 1 第 2 項第五号に掲げる基準に適合すること。
  - ヘ 屋根の軒裏 告示第 1 第 2 項第六号ロに掲げる基準に適合すること。

## 第 2

- 令第 128 条の 2 第 1 項に規定する避難上及び消火上支障がない周囲の部分は、次の各号のいずれかに掲げる部分とする。
- 一 建築物の周囲の部分のうち、避難及び通行の安全上支障がない公園、広場その他これらに類する空地（次に掲げるものに限る。）に接する部分（当該部分に垣、柵その他これらに類するものを設けていないものに限る。）
    - イ 当該建築物又はその敷地の所有者が所有するもの
    - ロ 当該建築物の敷地に接する部分について、避難及び通行の安全上支障がないよう維持保全が行われることが確認されたもの
  - 二 火災抑制等建築物の周囲の部分のうち、当該建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部（当該建築物の外壁の開口部のうち、その開口面積が 100cm<sup>2</sup>以下で、次のイからニまでに掲げる建築物の固有通常火災終了時間（告示第 1 第 4 項に掲げる式によって計算した時間をいう。以下

この号において同じ。)の区分に応じ、当該イからニまでに定める防火設備を設ける部分(特定外壁開口部以外の開口部を設ける部分を除く。)をいう。以下同じ。)を設ける部分に面する部分で、当該建築物の特定外壁開口部以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路の通行の用に供する部分以外の部分

- イ 90分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第21条第2項若しくは第61条第1項又は令第108条の3第一号若しくは第109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- ロ 75分を超え、90分以下である場合 次のいずれかに該当する防火設備
  - (1) イに定める防火設備
  - (2) 告示第1第11項に規定する90分間防火設備
- ハ 60分を超え、75分以下である場合 次のいずれかに該当する防火設備
  - (1) ロに定める防火設備
  - (2) 告示第1第12項に規定する75分間防火設備
- ニ 60分以下である場合 次のいずれかに該当する防火設備
  - (1) ハに定める防火設備
  - (2) 特定防火設備

#### 新規告示

### 敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を定める件

制定：令和7年10月31日 国土交通省告示第997号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第128条の2第1項から第3項までの規定に基づき、敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を次のように定める。

#### 第1

建築基準法施行令第128条の2第1項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、次の各号に掲げる建築物の周囲の部分(令和7年国土交通省告示第996号(以下「部分告示」という。)第2第一号又は第二号に掲げる部分を除く。)の区分に応じ、当該各号に定める幅員以上であることとする。

- 一 隣地境界線に接する部分 次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員
  - イ 延べ面積(主要構造部が耐火構造の部分を含む建築物であって、当該部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。ロにおいて同じ。)が3,000㎡以下の建築物 1.5m
  - ロ 延べ面積が3,000㎡を超える建築物 3m
- 二 火災抑制等建築物(部分告示第1第一号に規定する火災抑制等建築物をいう。この号において同じ。)の外壁の特定外壁開口部(部分告示第2第二号に規定する特定外壁開口部をいう。イにおいて同じ。)以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路 次のイ又はロに掲げる部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員
  - イ 火災抑制等建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部を設ける部分に面する部分 1.5m
  - ロ イに掲げる部分以外の部分 次の(1)又は(2)に掲げる部分の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員
    - (1) 火災抑制等建築物(延べ面積が3,000㎡以下のものに限る。)に面する部分と隣地境界線に接する部分との間の部分 1.5m
    - (2) (1)に掲げる部分以外の部分 3m
- 三 前2号に掲げる部分以外の部分 3m

第2

建築基準法施行令第128条の2第2項及び第3項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、幅員が3m以上であることとする。

令和 8 年版

建築関係法令集【法令編・法令編 S・告示編】追録ダウンロード版

令和 8 年 4 月 1 日 発行 非売品

編集 総合資格学院〔編集責任者：福田年則〕

発行 株式会社 総合資格

発行人 佐藤 拓也

〒 163-0557 東京都新宿区西新宿 1-26-2

電話 (03) 3340-6714 (販売に関する問い合わせ先)

(03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)

総合資格学院 URL <https://www.shikaku.co.jp/>

総合資格学院出版サイト URL <https://www.shikaku-books.jp/>

Printed in Japan

©Sogoshikaku Co., Ltd. 2026

\*本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

\*落丁・乱丁はお取り替え致します。

本書に関する法改正・正誤などの最新情報は当社ホームページ(<https://www.shikaku.co.jp/>)及び当社出版サイト(<https://www.shikaku-books.jp/>)にてご案内致します。定期的に、また、試験直前には必ずご確認ください。